

社会福祉法人矢祭福祉会
令和 3 年度
事 業 計 画 書

社会福祉法人矢祭福祉会
特別養護老人ホームユーアイホーム
ユーアイホームショートステイ
ユーアイホームおひさまデイサービスセンター
矢祭町地域包括支援センター
軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘
矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑
矢祭町デイサービスセンター館山荘

令和3年度 社会福祉法人矢祭福社会事業計画書

社会福祉法人矢祭福社会は、平成30年度事業計画に基づき、矢祭町からの指定管理を受けて、12月1日に軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）櫻の苑を新設した。

これにより、矢祭福社会は事業の展開・拡張という局面を迎える、地域からの期待も増加し、地域福祉の向上と発展に寄与するサービスの拠点機関としての役割が一層求められている。

今年度は、事業の展開・拡張に相応する適切なサービスの質と量を担保していくため、法人全体および法人組織を構成する各施設・事業所における体制の整備や組織力（チームアプローチ、連携）の強化が必要であり、各施設・事業所がサービスの向上において自主性を發揮し、多様なニーズに柔軟かつ的確に対応して、創意工夫や連携協力によりサービスの向上・充実に取り組む姿勢が不可欠である。

矢祭福社会は、理事長をはじめとする法人職員の一人ひとりが、「矢祭福社会が地域における高齢者福祉の第一人者であり、地域福祉になくてはならない存在である。」という自覚と自負をもち、「矢祭福社会が地域から期待される役割をきちんと果たせているか。」について真摯に確認・点検を繰り返し、地域のニーズを受け止め、地域住民が直面する課題や問題の解決・軽減に挑み、地域住民の生活に安心と安全をもたらすことを、法人全体かつ各施設・事業所共有の目標に掲げる。

尚、目標の達成に向けて、今年度における法人の運営方針、重点事項と計画について以下のとおりとし、それらの実現と実践に努める。

I 運営方針

- 1 人間の尊厳と社会連帯の理念を基本とし、公正・公平な法人運営に努める。
- 2 地域における福祉サービスの拠点として、常に健全かつ活力ある経営に努めるとともに、提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性を図り、地域の期待に応える。
- 3 広く法人・施設の機能を挙げて、地域福祉の充実発展に寄与する。
- 4 職員の資質向上を図るとともに、自己研鑽に努め、社会の進展に応じた広い視野をもって経営にあたる。

II 重点事項

1 施設・事業所運営の充実

ア 当法人の施設・事業所の提供する福祉サービスは、「利用者の権利擁護」の視点に立った「利用者の尊厳を支え安心できる介護の充実」と「自立の支援」を重点と

し、その実践に向けた取り組みを進めるとともに、各権利に対応した適切且つ質の高いサービスの提供に努める。

本年度の施設サービスについては、個別ケアの向上を基本に「笑顔のある暮らしづくりを目指す」ことを運営の重点目標とし、利用者の立場に立ったサービスの提供とサービスの質の向上に努める。

また、地域のニーズに応じて施設サービスの定員増を検討し、サービスの量的充足を図る。

イ 通所介護の「居宅サービス事業」（館山荘）については、基本理念の“利用者本位・自己決定”“残存能力の活用一自立支援”“サービスの統合性一ケアシステムの構築”“サービスの柔軟性・即応性”に基づく運営に努めるとともに、介護予防にも留意して、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

ウ 通所介護の「居宅サービス事業」（おひさまデイ）については、地域の高齢化に伴い増加している、認知症高齢者の方々が、住み慣れた環境（矢祭町）で、安定し安心な在宅生活を継続していくため、家族の身体的・精神的負担の軽減（レスパイトケア）及び本人の日常生活の安定、社会的孤立の解消、心身機能の維持・回復等を図る通所サービスを提供し、地域福祉の向上に貢献する。

エ 「地域包括支援センター」の運営については、在宅の高齢者やその介護者が、生きがいのある生活と安心して介護ができるよう、介護相談等の援助活動を推進するとともに、介護予防の拠点として機能を強化し、包括的支援事業、介護予防事業、任意事業、指定介護予防支援事業、指定相談支援事業、障がい者相談支援事業の展開を、主任介護支援専門員、看護師、社会福祉士及び矢祭町と連携協働して実施する。

オ 「ケアハウスせせらぎ荘・特定施設事業」の運営については、入居者が「住んで良かった」と思える環境づくりと生活の支援の充実に努めるとともに、居宅介護施設として、入居者の意思及び人権を尊重したサービスの提供が出来るよう、職員間の連携を図る。

カ 「軽費老人ホーム櫻の苑（特定施設事業）」の運営については、入所サービスを必要とする軽度の要介護高齢者および生活課題（独居、高齢者夫婦世帯、買い物や交通機関の問題等）をもつ高齢者のニーズに応えるため、安心かつ快適な生活環境と利用者の心身状態に即した個別のケア、支援が提供できるサービス体制について整備し、安定した施設運営に努める。また、ユーアイホームおよびせせらぎ荘との連携を図り、職員の技能・資質やサービスの内容、プログラムの向上に取り組む。

2 福祉サービスの総合的な推進

「ユーアイホーム」「館山荘」「居宅サービス事業」「地域包括支援センター」「ケアハウスせせらぎ荘・特定施設事業」の有機的連携を図り、利用者のニーズに的確に

対応した質の高いサービスの総合的な提供、迅速な福祉サービスの提供に努め、高齢者の自立を支援する。

3 職員の資質向上と福利厚生

利用者に対し、より充実したサービスを提供するには、職員が常に自己研鑽に努め、実践力を培い、人間性を豊かにしてサービスにあたることが必要である。

研修は、このような力を培い、資質向上のための重要な場であるという基本的考え方方に立って、職員研修を積極的に推進し、人材の育成に努める。

また、職員の福利厚生を図り、魅力ある職場づくりを推進する。

4 地域福祉等の推進

施設の行事、施設外活動やボランティアの受け入れなどを通じ、地域社会との交流を一層推進するとともに、広報活動等で矢祭福祉会の活動内容を周知する。

5 人材の確保

当法人が運営する施設・事業所が、良質で安定したサービスの提供を維持するために基盤となるスタッフの確保について取り組みを強化する。

また、採用したスタッフが職場に定着し、活躍していくために、受け入れ部署の上司や先輩スタッフが採用者の状況・状態を把握し、入職後早期から適切な支援をおこなう「定着支援（導入期支援）」を取り組む。

III 計画

1 業務執行体制の確立

(1) 法人の組織・職員の配置・・・・(図1、表1・2参照)

2 利用者の安全確保と生活環境の整備

利用者の安全確保を図るとともにやすらぎのある施設づくりを推進するため、生活環境の整備に努める。・・・・(表3 防災訓練計画参照)

(1) 防災訓練・教育の推進

ア 矢祭福祉会消防計画に基づき、防災訓練計画を立て、特養、各事業所別及び合同のもとに総合訓練・部分訓練（避難誘導・消火・通報・救護）・震災訓練・水害訓練・基礎訓練・自主点検・防災教育を実施する。

イ 建物、設備等の保全に努め、利用者に障害が生じないように努める。

ウ 非常時の食糧、避難場所、救急用品等の確保に努める。

(2) 生活環境の整備

- ア 庭園の利用促進と整備に努める。
- イ 清潔で衛生的な施設にするために、掃除、整理、整頓に努める。
- ウ 設備上、必要な物品を整備し、処遇環境の充実に努める。

3 職員の資質の向上

(1) 職員の成長と組織の発展を図るため、職員研修と目標管理制度を計画的に推進する。・・・・(表4 職員研修計画参照)

- ア 職場内研修（新任、専門、幹部、全体研修）、派遣研修の充実

- ① 職場内研修を推進し、福祉施設従事者としての自覚と専門意識を身につけさせ、職員の資質の向上に努める。また新人育成リーダーを配置し、新任職員指導の充実を図る。
- ② ケアプラン策定、リスクマネジメント等の課題についての勉強会等学習活動を推進し実践力と専門性の向上に努める。
- ③ 国・県・県南及び県社協・老施協主催の福祉研修に派遣し、社会福祉に関する専門的な知識、技能を習得させサービスの質の向上を図る。

- イ 目標管理による業務の自己管理と能力開発の取り組みへの支援

- ① 次期の業務目標を設定し、その向上に取り組み、自らの職務能力と専門性の向上を図る。
- ② 職員の目標を把握し、それに沿った目標達成への取り組みを支援する。
- ③ 各種研修機関主催の研修に参加させ、人間的成長を援助し、豊かな人間性を育てる。
- ④ 先進施設の見学や実習を行い、見聞を広め、技能を体得させることにより利用者処遇の向上を図る。

(2) 各専門分野の学習会等を行う。

- ア 介護保険制度における諸課題や専門的な知識や実技の習得のため、学習会を行い問題解決および実践力を身につけ、より良いサービスの提供を目指す。

(3) 資格取得の奨励

介護支援専門員・社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事・管理栄養士等、資格取得のための受講及び自主研修を援助し、専門性の向上を図る。

4 地域福祉の推進

(1) 地域との相互交流の推進

施設の行事、施設外活動、地域の行事等を通じ、利用者と地域住民との交流を深め、地域に根ざした施設づくりを推進する。

(2) ボランティアの受け入れ

ボランティアの受け入れにあたっては、その希望や条件等をよく把握し、適切な奉仕活動と協力が得られるよう配慮する。

(3) 施設広報の充実

季刊「やまばと」等の編集活動を強化し内容の充実と、年3回程度の定期発行に努める。施設の事業内容、経営状況、利用方法等をわかりやすく編集した広報誌を家族、地域住民に配布し、老人福祉に対する理解を深める。

5 人材の確保

(1) 福祉の職場に対するマイナスイメージを払しょくするために、福祉のしごとの「社会的意義・やりがいが大きいこと」「資格や専門知識を活かすことができる高い専門性があること」といったプラスイメージと安心して長く働くことが可能な職場環境について法人職員各々が認識し、自法人や施設の魅力を話し合い、応募者や外部にアピール、情報を発信する広報担当者としての意識を持つ。

- ア 法人の魅力…理念と地域への貢献度 研修による技能向上および資格取得の支援
福利厚生制度およびワークライフバランス
- イ 仕事の魅力…社会的意義、やりがい、未経験でも習得できる能力やスキル、喜び
や誇りを感じること
- ウ 職員の魅力…人柄（人間性）信念や情熱、プロとしての意識、チームワーク雰囲
気や安心感

(2) 非福祉系学校の卒業者や中途未経験者の採用を見据えて、採用後に育成で身につけさせる「育成要件」を明確化し、職員間で共有、指導育成に反映すること。

なお、「育成要件」はおおむね次の事項を基本とする。

- ア 福祉や介護および法人の理念を理解させること
- イ 数年後のキャリアイメージを描かせ、日々の業務意識を高く持たせること
- ウ 業務に必要な専門知識、専門スキルを習得させること
- エ 職種ごとに必要となる資格の取得について支援すること

(3) ハローワークや福祉人材センターとのネットワークを基本に、多様な手段・方法を駆使して採用（につなげる）活動に取り組むこと。

- ア 新聞や求人情報誌への求人広告の掲載
- イ 地域の高校や専門学校への訪問および講師派遣
- ウ 職能団体等による技能研修会への講師派遣
- エ 養成校からの実習生や学生ボランティアの積極的受け入れ
- オ 就職説明会への参加および施設見学会の開催
- カ 採用専用のチラシ・パンフレットの製作と配布

(4) 採用者が職場に定着し独り立ちしていくための「定着支援」に取り組む。特に入职後、職場になじむまでの「導入期」は、不慣れな業務が多く不安を抱きやすい時期であることから、きちんと周囲がフォローし、丁寧に支援する体制を築くことが求められる。具体的には次の事項に取り組む。

ア 入職前に受け入れ態勢を整え、事前準備をしておく

- ・本人の使用する用具類や備品類をそろえておく
- ・業務指導者とは別に世話係を配置する
- ・自己紹介する場を設ける
- ・早めに歓迎会を開催する
- ・6ヵ月程度の指導計画を立てておく

イ 職場のメンバーとの相互理解を深める

- ・過去の経歴、成果、得意分野を聞く
- ・メンバー個々の人柄、タイプを教えておく
- ・独りぼっちにせず、必ずメンバーと一緒に行動させる（食事や休憩も含む）
- ・毎日、ミニ面談をし、悩み事や心配事、不安な事があるときは解決・軽減を図り、できるだけ自宅に持ち帰らせない
- ・表情や態度を観察してサインを見逃さず、緊張をほぐす言葉かけをし、安心感を持たせるようにする

ウ やるべき仕事について具体的にイメージさせる

- ・場当たり的に仕事をさせず予め用意しておく
- ・最低限の知識やスキル、心構えについて勉強会を開く
- ・業務の流れがわかるマニュアルや手順書を与える
- ・業務指導担当者を配置し、基本的にペアで行動する
- ・独り立ちするまでに身につけるスキルや覚えなければならない仕事をイメージさせておく

6 サービスの量的充足

(1) 矢祭町等の介護保険者と連携し、不足がみられるサービスについて量的附則に取り組む。

ア 入所待機者の増加がみられる施設サービスについて定員増（増床）を図る。

図1 法人・事業所の組織図

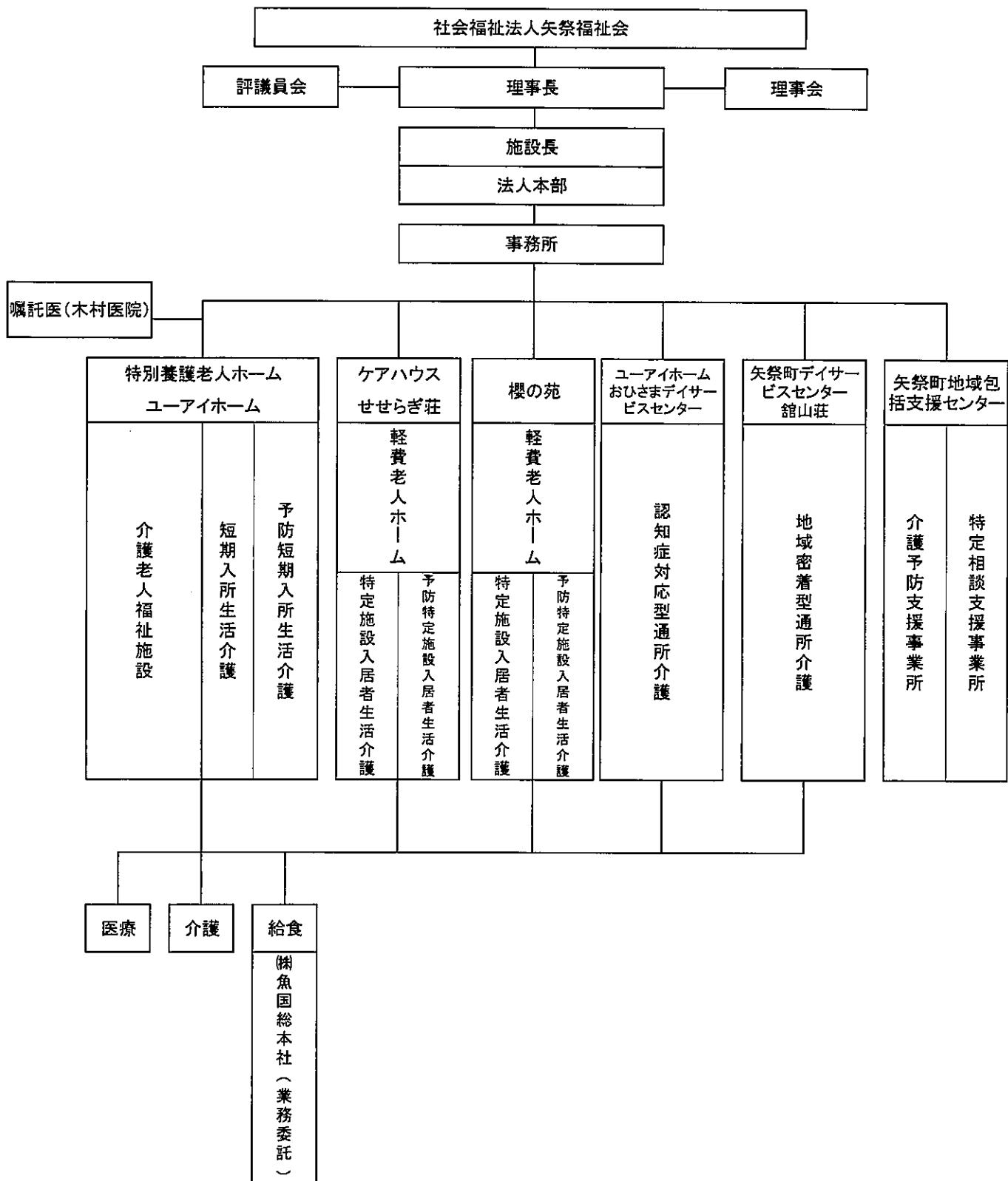


表1 職員の配置

令和3年3月1日現在

〈介護老人福祉施設 特別養護老人ホームユーアイホーム〉 〈定員78名 短期入所10名〉

職種 事業所	施設長	介護支援専門員	生活相談員	事務員	看護職員	看護職員兼機能訓練指導員	管理栄養士	介護職員	用務員他	嘱託医師	実人員計
指定介護老人福祉施設	1	1	2	4	4	1	1	29	3	①	46
指定短期入所生活介護事業所					1				2		3

〈注〉○は非常勤

〈通所介護事業〉

職種 事業所	生活相談員兼管理者	機能訓練指導員兼看護職員	介護職員	実人員数
ユーアイホームおひさま デイサービスセンター	1	1	2	4
デイサービスセンター 館山荘	1	1	3	5

〈矢祭町地域包括支援センター〉

職種 事業所	介護支援専門員兼管理者	主任介護支援専門員	介護支援専門員	社会福祉士	看護師	実人員計
矢祭町地域包括支援センター		1		1	1	3

〈軽費老人ホームせせらぎ荘・矢祭町軽費老人ホーム桜の苑〉

職種 事業所	介護支援専門員兼管理者	看護職員兼管理者	介護支援専門員兼介護職員	機能訓練指導員兼看護職員	介護職員	事務員	生活相談員	実人員計	職員数総計
軽費老人ホームケアハウ スせせらぎ荘		1	1		4		1	7	78
矢祭町軽費老人ホーム 桜の苑	1			1	6	1	1	10	

表2 定例法人役員会等

(令和3年度予定)

会議名	時期	議事内容
法人監査	令和3年5月上旬	令和2年度会計執行状況
		令和2年度施設の運営状況監査
第1回理事会	令和3年5月下旬	令和2年度事業報告及び会計決算報告、評議員選任候補者推薦、理事及び監事選任案決定
評議員選任委員会	令和3年6月上旬	新評議員の選任
第1回評議員会	令和3年6月上旬	令和2年度事業報告及び会計決算報告、委嘱状交付、新理事及び新監事選任案決定
第2回理事会	令和3年6月上旬	委嘱状交付、理事長及び業務執行理事選定
第3回理事会	令和3年12月下旬	令和3年度会計補正予算
第4回理事会	令和3年3月下旬	令和4年度事業計画
第2回評議員会		令和4年度会計当初予算

表3 防災訓練計画

訓練種別	実施月	訓練内容																				
総合訓練	11月、3月	<ul style="list-style-type: none"> 全職員及び利用者を対象に避難誘導、消火、通報、救護訓練を連携して行う総合訓練を実施する。 必要に応じ消防機関の指導、地域の協力を要請する。 																				
震災訓練	9月、10月	<ul style="list-style-type: none"> 地震時における避難誘導活動、情報収集活動、消火活動、出火防止措置について訓練を実施する。 																				
部 分 訓 練	<table border="1"> <tr> <td>避 難 誘 導</td> <td>昼間想定 5月、6月、 夜間想定 7月、8月、 12月、1月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 火災の規模を種々に想定し、避難時の混乱の防止に留意し、非難誘導技術の向上に努める。 </td></tr> <tr> <td>基 礎 訓 練 消 火</td> <td>11月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火器及び屋内消火栓による初期消火訓練。 各種消火器の性能、適応火災と使用方法を習得させ模擬火災による消火実演を行う。 </td></tr> <tr> <td>通 報 連 絡</td> <td>4月、11月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網による通報要領により行う。 災害時の非常放送及び災害状況の伝え方、情報の収集について。 </td></tr> <tr> <td>救 護</td> <td>2月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 負傷者の応急手当及び搬送要領を熟知する。 常時臥床者、車椅子利用者等の緊急時の搬送要領を熟知する。 </td></tr> <tr> <td>基 礎 訓 練</td> <td>4月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自営消防活動の基礎となる諸動作及び消防活動に使用する設備、機器等の要領により行う。 </td></tr> <tr> <td>防 災 教 育</td> <td>4月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消防計画の周知徹底、防火管理についての職員の任務及び責任の確認、その他火災予防上必要な事項。 </td></tr> <tr> <td>自 主 点 檢</td> <td>6月、12月</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報機、誘導灯、その他防災設備の自主点検。 </td></tr> </table>	避 難 誘 導	昼間想定 5月、6月、 夜間想定 7月、8月、 12月、1月	<ul style="list-style-type: none"> 火災の規模を種々に想定し、避難時の混乱の防止に留意し、非難誘導技術の向上に努める。 	基 礎 訓 練 消 火	11月	<ul style="list-style-type: none"> 消火器及び屋内消火栓による初期消火訓練。 各種消火器の性能、適応火災と使用方法を習得させ模擬火災による消火実演を行う。 	通 報 連 絡	4月、11月	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網による通報要領により行う。 災害時の非常放送及び災害状況の伝え方、情報の収集について。 	救 護	2月	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の応急手当及び搬送要領を熟知する。 常時臥床者、車椅子利用者等の緊急時の搬送要領を熟知する。 	基 礎 訓 練	4月	<ul style="list-style-type: none"> 自営消防活動の基礎となる諸動作及び消防活動に使用する設備、機器等の要領により行う。 	防 災 教 育	4月	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画の周知徹底、防火管理についての職員の任務及び責任の確認、その他火災予防上必要な事項。 	自 主 点 檢	6月、12月	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報機、誘導灯、その他防災設備の自主点検。
避 難 誘 導	昼間想定 5月、6月、 夜間想定 7月、8月、 12月、1月	<ul style="list-style-type: none"> 火災の規模を種々に想定し、避難時の混乱の防止に留意し、非難誘導技術の向上に努める。 																				
基 礎 訓 練 消 火	11月	<ul style="list-style-type: none"> 消火器及び屋内消火栓による初期消火訓練。 各種消火器の性能、適応火災と使用方法を習得させ模擬火災による消火実演を行う。 																				
通 報 連 絡	4月、11月	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡網による通報要領により行う。 災害時の非常放送及び災害状況の伝え方、情報の収集について。 																				
救 護	2月	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者の応急手当及び搬送要領を熟知する。 常時臥床者、車椅子利用者等の緊急時の搬送要領を熟知する。 																				
基 礎 訓 練	4月	<ul style="list-style-type: none"> 自営消防活動の基礎となる諸動作及び消防活動に使用する設備、機器等の要領により行う。 																				
防 災 教 育	4月	<ul style="list-style-type: none"> 消防計画の周知徹底、防火管理についての職員の任務及び責任の確認、その他火災予防上必要な事項。 																				
自 主 点 檢	6月、12月	<ul style="list-style-type: none"> 消火器、自動火災報知設備、漏電火災警報機、誘導灯、その他防災設備の自主点検。 																				

 - 火災の規模を種々に想定し、避難時の混乱の防止に留意し、非難誘導技術の向上に努める。 |

表4 職員研修計画

(1) 施設研修

令和3年度	実施月	内 容
全体研修	一般研修 10月	外部講師による接遇・マナー研修
	防災研修 4月	施設災害に対する研修
	伝達研修 5月・9月・12月・3月	一般研修の後、派遣研修等の報告・伝達
新任研修	6月	新採職員に対する基礎的知識・技術の習得
職員研修	7月	勤務経験年数に応じた職員研修
幹部研修	随時	幹部として必要な知識・技術の習得
腰痛予防研修	2月	腰痛予防に対する講義
外部施設研修	職員を2班に分けて実施	県内外先進施設等の見学・学習
介護員勉強会	毎月	4月 介護委員会目標発表 10月 身体拘束 5月 介護技術 11月 感染症予防 6月 感染症予防 12月 介護技術 7月 介護記録 1月 介護記録 8月 リスクマネジメント 2月 ケアチーム 9月 認知症ケア 3月 リスクマネジメント

(2) 派遣研修

区分	研修名	備考
全・県社会福祉協議会研修	社会福祉施設職員研修（各職種）	
県特養連研修	職員研修（各部会）	
県南特養連研修	職員研修（各部会）	
全・県老施協主催研修		

令和3年度

事業計画書

社会福祉法人 矢祭福祉会

特別養護老人ホームユーアイホーム

令和3年度事業計画

部署名	特別養護老人ホームユーアイホーム・ショートステイ
年間目標	<p>施設サービス計画書を基に、利用者一人ひとりの有する能力を活かし、心身の状況に応じた『その人らしい自立した生活』を営めるよう支援していく。生活各場面において、自己決定・自己選択の視点を持った関わりをすることにより尊厳あるケアを提供する。</p> <p>『心に寄り添う介護』を合言葉に、利用者との信頼関係を深め笑顔あふれる施設を目指していく。</p>
事業計画	<p>1. ケアマネジメントの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①利用者の人権、尊厳に十分に配慮し、生活の質の向上を目指した施設サービス計画を作成する。 ②利用者一人ひとりの有する能力に応じて、自立した生活を営むことが出来るよう、個別サービス計画（施設サービス計画・栄養ケア計画・経口移行計画・看取り計画）に沿った支援をしていく。 <p>2. 人材育成の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①新人職員の育成プログラムの実施。 ②エルダーを中心に育成プログラムのカリキュラムに沿って計画的、継続的な育成を実施する。 ③専門職としての知識・技術・倫理等、資質の向上のため、定期的に研修会を開催する。 <p>3. 働きやすい環境作りの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①メンタルヘルスケア対策の実施。（ストレスチェック・ストレス研修会） ②腰痛予防対策を積極的に実施。（腰痛予防対策研修、介護技術向上、ボディメカニクス） ③やりがいを持って働ける職場環境整備と、定着率の向上を図るため労働環境整備に努める。 <p>4. 苦情、虐待対応について</p> <p>苦情、虐待に対して、誠意ある態度で真摯に受け止め、改善すべきことは、施設として早急に取り組むものとする。</p> <p>5. リスクマネジメントの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事故防止対策委員会を定期的に開催し、事故防止体制の強化を図る。 ②事故を未然に防ぐために、研修会を開催し必要な予備知識の習得に努める。 ③発生後の事故原因の追究をきちんと行い、再発防止に努める。 <p>6. ターミナルケアの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①看取りに関する指針・ターミナルケアマニュアル・看取り計画書に沿った対応を全職員が行い、そんらしく穏やかに終末期を過ごせるよう支援する。 ②利用者や家族が望まれる終末期医療及び、介護を提供できるよう多職種協働で支援をする。 ③定期的にカンファレンスを開催し、看取り計画書の見直しを行う。 <p>7. チームケアの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ケアチームの役割、共通理解の形成と機能、役割分担を明確に行い、チームケアの連携強化を図る。 <p>8. 感染症対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ①感染症予防対策の実践力を高めるため、定期的に研修会を開催する。 ②感染症に対するマニュアルの管理と必要な改善を行う。 <p>9. 口腔機能維持の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①歯科医師、歯科衛生士の指導に基づいた口腔ケアを実施し、口腔機能の維持を図る。 ②経口摂取維持のため、適切な支援方法を多職種で検討していく。 <p>10. ショートステイ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①地域の方々に親しまれ、利用者・家族が安心して生活できる施設を目指す。 ②利用者の居宅生活環境に可能な限り近づけたサービスを提供する。

令和3年度月別行事年間計画(ユーアイホーム)

月	日	項目	月	日	項目
4月	第2月曜日	理容の日	10月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	未定	桜の名所巡り(バスハイク)		21日	十五夜茶話会
	未定	久慈川沿い散歩		未定	ダリア観賞(バスハイク)
5月	第2月曜日	理容の日	11月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	9日	母の日(感謝の気持ちを伝える会)		未定	秋祭り
	未定	つつじ・フジの花観賞(バスハイク)		未定	紅葉がり(バスハイク)
6月	第2月曜日	理容の日	12月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第3週	誕生会
	20日	父の日(感謝の気持ちを伝える会)		第4週	クリスマス・忘年会
	未定	あじさい観賞(バスハイク)		28日	もちつき
7月	第2月曜日	理容の日	1月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	7日	七夕茶話会		14日	小正月(団子さし)
	未定	ハスの花観賞(バスハイク)		第2週	書初め 新年会
8月	第2月曜日	理容の日	2月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	未定	映画鑑賞		2日	節分豆まきのつどい
	未定	ふれあいマーケット		未定	ふれあいマーケット
9月	第2月曜日	理容の日	3月	第2月曜日	理容の日
	第4週	誕生会		第4週	誕生会
	20日	敬老祝賀会		未定	施設庭に咲いた春の花を生ける集い
	未定	ミニ運動会		3日	雛祭り茶話会

令和3年度年度月別園芸年間計画（ユーアイホーム）

月	日	項目	月	日	項目
4月		花壇整備	10月		さつまいも収穫
		畑整備			チューリップ球根植え
		ダリア球根植え			スイセン球根植え
5月		トマト植え	11月		花壇整備
		さつまいも苗植え			畑整備
		スイカ苗植え			
		ひまわり苗植え			
		マリーゴールド苗植え			
6月		ゴーヤ植え・支柱設置	12月		
		あさがお植え・支柱設置			
7月		トマト収穫（随時）	1月		
		ゴーヤ収穫（随時）			
8月		スイカ収穫	2月		
		ゴーヤ収穫（随時）			
9月			3月		花壇整備・肥料塗布
					パンジー、ビオラ植え

令和3年度事業計画

部署名	看護（健康管理）
年間目標	入居者一人ひとりが心身共に健康で、充実した日常生活を送れるよう、個別ケアプランに基づき、入居者個々の状態の変化に応じた健康管理に努める。
事業計画	<p>1. 日常の健康管理と維持、心身の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none">① 入居者一人ひとりの健康状態を観察し、個々の健康を管理する。② 把握した健康に関する情報を看護記録に記載し、他職種と入居者の健康情報を共有する。③ 日常生活の基本となる食事、排泄、睡眠等を円滑に整えるために、それぞれの状況を個々に把握し、個別の支援方法を工夫する。④ 快適な生活環境を保つため、看護職員が中心となって室温、湿度、換気の調節に心掛ける。⑤ 健康生活相談を実施し、日常の生活や健康上の悩み等を聞き、生活意欲を高め心身の安定が図れるように努める。 <p>2. 疾病の早期発見</p> <ul style="list-style-type: none">① 健康に関する情報を基本に、他職種の協力を得ながら疾病の早期発見、治療に努める。② 嘴託医師の協力の下に、慢性疾患の悪化予防と適宜保健指導に努める。③ 他職種の協力を得て、高齢者に多い排便障害、尿路感染症、脱水等の予防に努める。④ 通入院については、嘴託医師の指示にて適切に対応する。 <p>3. 日常生活動作(ADL)を維持し、日常生活に適応できるよう働きかける。</p> <ul style="list-style-type: none">① 担当介護職員等と共に、入居者一人ひとりの障害に合わせた補助具（自助具）等の工夫をし、入居者一人ひとりのADLを維持する。② 担当職員と共に、入居者一人ひとりの健康や障害等のレベルに応じた施設内の環境整備を行う。③ 入居者・家族の希望を踏まえ、入居者の状態に応じた機能訓練を実施する。

令和3年度 月別年間計画

月	日	項目	月	日	項目
4月	上旬	入居者健康診断	10月	上旬	入居者健康診断
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	隨時	入居者健康相談		隨時	入居者健康相談
	隨時	機能訓練		隨時	機能訓練
5月	上旬	入居者健康診断	11月	上旬	入居者健康診断
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	隨時	入居者健康相談		隨時	入居者健康相談(専門科)
	隨時	機能訓練		隨時	機能訓練
6月	上旬	入居者健康診断	12月		
	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)		毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	第3木曜日	歯科検診・指導(古張歯科医師)		木曜日	歯科検診・指導(古張歯科医師)
	隨時	入居者健康相談		隨時	入居者健康相談
	隨時	機能訓練		隨時	機能訓練
7月	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)	1月	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	隨時	入居者健康相談		隨時	入居者健康相談
	隨時	機能訓練		隨時	機能訓練
8月	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)	2月	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	隨時	入居者健康相談		隨時	入居者健康相談
	隨時	機能訓練		隨時	機能訓練
9月	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)	3月	毎金曜日	口腔ケア・指導(歯科衛生士)
	隨時	入居者健康相談		隨時	入居者健康相談
	隨時	機能訓練		隨時	機能訓練

令和3年度事業計画

部署名	給食(管理栄養士・給食委託業者)
年間目標	<p>(管理栄養士)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食事等を通して、健康で楽しい生活が送れるように支援する。 ○入居者一人ひとりに対応した食事を提供する。 ○委託業者と連携し、楽しみになる食事を提供する。 <p>(給食委託業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> □施設と連携し、喜ばれる食事を提供する。 □安心・安全・美味しい食事の提供に努める。 □衛生管理に十分注意して、食中毒を絶対に出さない。
	<p>(管理栄養士)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一人一人に対応した食事の提供。 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養ケアマネジメントの実施 ・他職種協働の食事の提供 ・ミールラウンドによる食事状況の把握 ○食事を通して、健康で楽しい生活が送れるように支援する。 <ul style="list-style-type: none"> ・満足のいく食事の提供(嗜好の把握、残食の減少) ・季節に応じた郷土食や行事食の提供 ・献立の工夫、食形態の適性 ○委託業者との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・施設と情報の交換を行い、連携を図る ・嚥下食、介護食の勉強会の実施 <p>(給食委託業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> □安心・安全・美味しい食事の提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・施設と連携し、入居者の嗜好に合う食事を作る ・勉強会を開き、嚥下食や介護食の調理を研究する ・業務の話し合い、実践力を充実させる □衛生管理に十分注意して、食中毒を絶対出さない。 <ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに沿いながら、細心の注意をして作業に取り組む ・厨房内外の整理整頓、清潔保持に努める ・衛生に関する研修会の開催

令和3年度月別年間計画(給食)

月	日	項 目	月	日	項 目
4 月	6日	ユーアイホーム給食委員会	10 月	5日	ユーアイホーム給食委員会
	12日	せせらぎ荘給食委員会		18日	せせらぎ荘給食委員会
	7日	館山荘給食委員会		6日	館山荘給食委員会
	9日	桜の苑給食委員会		7日	桜の苑給食委員会
	未定	給食交流会、おやつ作り等		未定	給食交流会、おやつ作り等
5 月	11日	ユーアイホーム給食委員会	11 月	2日	ユーアイホーム給食委員会
	17日	せせらぎ荘給食委員会		8日	せせらぎ荘給食委員会
	12日	館山荘給食委員会		10日	館山荘給食委員会
	13日	桜の苑給食委員会		11日	桜の苑給食委員会
	未定	給食交流会、おやつ作り等		未定	給食交流会、おやつ作り等
6 月	1日	ユーアイホーム給食委員会	12 月	7日	ユーアイホーム給食委員会
	7日	せせらぎ荘給食委員会		13日	せせらぎ荘給食委員会
	2日	館山荘給食委員会		8日	館山荘給食委員会
	3日	桜の苑給食委員会		9日	桜の苑給食委員会
	未定	給食交流会、おやつ作り等		未定	給食交流会、おやつ作り等
7 月	6日	ユーアイホーム給食委員会	1 月	4日	ユーアイホーム給食委員会
	12日	せせらぎ荘給食委員会		17日	せせらぎ荘給食委員会
	7日	館山荘給食委員会		5日	館山荘給食委員会
	8日	館山荘給食委員会		6日	桜の苑給食委員会
	未定	給食交流会、おやつ作り等		未定	給食交流会、おやつ作り等
8 月	3日	ユーアイホーム給食委員会	2 月	1日	ユーアイホーム給食委員会
	9日	せせらぎ荘給食委員会		7日	せせらぎ荘給食委員会
	4日	館山荘給食委員会		2日	館山荘給食委員会
	5日	桜の苑給食委員会		3日	桜の苑給食委員会
	未定	給食交流会、おやつ作り等		未定	給食交流会、おやつ作り等
9 月	7日	ユーアイホーム給食委員会	3 月	1日	ユーアイホーム給食委員会
	13日	せせらぎ荘給食委員会		7日	せせらぎ荘給食委員会
	4日	館山荘給食委員会		2日	館山荘給食委員会
	9日	桜の苑給食委員会		3日	桜の苑給食委員会
	未定	給食交流会、おやつ作り等		未定	給食交流会、おやつ作り等

※ 毎月の誕生会、栄養教室等は各事業所の計画に準じる。

令和3年度

事業計画書

矢祭町デイサービスセンター館山荘
ユーアイホームおひさまデイサービスセンター
軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘
矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑
矢祭町地域包括支援センター

令和3年度事業計画

部署名	矢祭町デイサービスセンター館山荘
年間目標	<ul style="list-style-type: none"> 利用者が「館山に行くのが楽しみ」「楽しかった」と笑顔で一日が過ごせるよう、サービスの提供に努める。 また、安全で安心して過ごせるよう支援する。 職員は笑顔で接し利用者の尊厳を大切にし、利用者本位であることを意識してサービスを提供する。
事業計画	<ol style="list-style-type: none"> サービスの提供について <ul style="list-style-type: none"> サービス計画書に沿った通所介護サービスの提供を行う。 利用者それぞれに応じた支援を行うため、職員全員と話し合いを行い情報の共有と連携を図る。 職員は、利用者の声に耳を傾けて、わかりやすく説明し笑顔で懇切丁寧に行う。 環境設備について <ul style="list-style-type: none"> 施設内外は、利用者が快適で安全な環境であるように努める。 サービス提供に用いる設備器具等については、安全衛生に注意する。 年2回、利用者が参加し、避難訓練の実施を行う。 苦情処理について <ul style="list-style-type: none"> 利用者及び家族からの苦情・要望に対し、謙虚に受け止め検討し、速やかに対応改善を図り、再発防止に努める。 健康管理・衛生について <ul style="list-style-type: none"> 利用者それぞれにおける健康状態の観察とその把握の心がけ、疾病の早期発見につなげる。 集団食中毒やその他感染症についての完全予防に向けた衛生管理対策の徹底に努める。 個別に合わせた計画的な機能訓練に取り組み、機能回復を目指す。 各種行事・レクリエーションについて <ul style="list-style-type: none"> 季節に合わせた行事を企画し、実施する。 利用者が行事やレクリエーションの実施を楽しみにしている気持ち・要望等を取り入れた計画を立てる。 職員における資質向上にむけての取り組み <ul style="list-style-type: none"> 各種研修会への積極的な参加をする。 利用者の症状に応じた知識を勉強する。 専門的知識・技術の向上に励む。 その他 <ul style="list-style-type: none"> 各居宅介護支援事業所や包括支援センター、その他関係機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。 総合事業通所型サービス <ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月より予防通所介護の独自サービスとして開始。 要介護サービスとの有機的連携を図り利用者が有する能力に応じ在宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

令和3年度月別年間計画

※ 気候及び天候により、実施するその時期の変更等あり

月	日	項目	月	日	項目
4月	中旬	桜の花見・バスハイク	10月	上旬	お月見・おやつ作り
	下旬	おやつ作り		下旬	ミニ運動会
	第1週	体重測定		第1週	体重測定
	隨時	誕生者へプレゼント		隨時	誕生者へプレゼント
5月	5日	5月端午の節句・おやつ作り	11月	上旬	ダリア園散策(塙町)
	中旬	つつじ見学バスハイク(町内)		中旬	焼き芋会
		母の日プレゼント		下旬	おやつ作り
	隨時	誕生者へプレゼント		隨時	誕生者へプレゼント
6月	上旬	園芸の日(苗植え)	12月	上旬	クリスマス飾り付け
	中旬	父の日プレゼント・おやつ作り		下旬	クリスマス・忘年会
	下旬	おやつ作り			おやつ作り
	第1週	体重測定		第1週	体重測定
	隨時	誕生者へプレゼント		隨時	誕生者へプレゼント
7月	上旬	七夕飾り付け	1月	上旬	新年顔合わせ会・書き初め
	下旬	おやつ作り		中旬	団子さし
				下旬	おやつ作り
	隨時	誕生者へプレゼント		隨時	誕生者へプレゼント
8月	中旬	夏祭り	2月	上旬	節分 豆まきの集い
	下旬	おやつ作り		14日	バレンタインデー・おやつ作り
				下旬	おやつ作り
	第1週	体重測定		第1週	体重測定
	隨時	誕生者へプレゼント		隨時	誕生者へプレゼント
9月	17日	敬老の日行事	3月	上旬	ひなまつり茶話会
	下旬	避難訓練及び消防設備点検		中旬	避難訓練及び消防設備点検
	下旬	おやつ作り		14日	ホワイトデー・おやつ作り
	隨時	誕生者へプレゼント		隨時	誕生者へプレゼント

毎月 ・もったいない図書館による読み聞かせ。 ・誕生日者の希望食提供。

令和3年度事業計画

部署名	ユーアイホームおひさまデイサービスセンター
年間目標	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症を発症され、介護や支援が必要な状態となった利用者が、住み慣れた地域でいつまでも家族と元気に自分らしく暮らせるようなサービスを目的とする。 ・認知症の軽減や進行予防のためにさまざまなレクリエーションや機能訓練を行い、頭と体両方を使う事で、日常生活能力を維持できるように支援する。 ・笑顔と温かい心で一人ひとりに向き合い、話を傾聴し訴えに耳を傾けることで安心でき、その方らしく自宅で暮らせるようにお手伝いをする。
事業計画	<p>①少人数で一人ひとりと向き合った対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員12名の少人数制で『楽しい・安心』と感じ、『デイサービスに来てよかったです。また来たい。』と思っていただけるようにお手伝いをする。 ・少人数制のためコミュニケーションが取りやすく、体調の変化の早期発見ができる。 <p>②その方に合わせたプログラムでの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者一人ひとりにあった支援について考え、認知症の進行の軽減を行う。 ・個別的な機能訓練やレクリエーションを提供する。 <p>③家族の支援や地域とのつながりを持てる場面を企画する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の理解促進や家族の不安解消の手助けになれるよう、本人の訴えや家族の話に耳を傾け、少しでも安心して生活していただけるようにお手伝いする。 ・新型コロナウィルス感染症が落ち着いたら、ボランティア活動を再開し、地域との交流を企画する。地域の方にも、認知症を理解していただけるようにする。

令和3年度月別年間計画

月	日	項目	月	日	項目
4月	中旬	誕生会	10月	中旬	誕生会
	中旬	お花見(桜)		中旬	運動会
	下旬	体重測定		下旬	体重測定
	下旬	給食交流会		下旬	給食交流会
5月	上旬	端午の節句	11月	中旬	誕生会
	上旬	お花見(つつじ)		中旬	お花見(紅葉)
	中旬	誕生会		下旬	体重測定
	9日	母の日		下旬	給食交流会
	下旬	体重測定			
	下旬	給食交流会			
6月	中旬	誕生会	12月	中旬	誕生会
	20日	父の日		25日	クリスマス会
	下旬	体重測定		下旬	体重測定
	下旬	給食交流会		下旬	給食交流会
7月	7日	七夕	1月	上旬	新年会
	中旬	誕生会		中旬	誕生会
	下旬	体重測定		15日	団子さし
	下旬	給食交流会		下旬	体重測定
				下旬	給食交流会
8月	上旬	夏祭り	2月	3日	節分(豆まき)
	中旬	誕生会		中旬	誕生会
	下旬	体重測定		14日	バレンタイン
	下旬	給食交流会		下旬	体重測定
				下旬	給食交流会
9月	中旬	誕生会	3月	3日	ひな祭り
	20日	敬老会		中旬	誕生会
	21日	十五夜		14日	ホワイトデー
	下旬	体重測定		下旬	体重測定
	下旬	給食交流会		下旬	給食交流会

令和3年度 ケアハウスせせらぎ荘事業計画

社会福祉法人矢祭福祉会
軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘

入居者の基本的人権を尊重し楽しく快適に、また心身の健康保持と維持、各種行事への参加・自立向上の支援につとめる。

1 サービスの提供について

- ・ それぞれのサービスについて、入居者の言葉に耳を傾けて対応する。
- ・ 職員同士の連携、情報交換により統一された対応を提供する。

① 相談・助言

プライバシーに配慮しながら、誠意を持って対応し適切な助言をする。

② 食事の提供

月に1回給食委員会を開催し、食事に対する意見交換、嗜好の把握と献立への反映など、入居者にあった食事の提供を心掛ける。

③ 入浴準備

清潔の維持及び入浴中の安全確保に努める。

2 緊急体制について

- ・ 特定施設夜勤者、ユーアイホーム夜勤者及びユーアイホーム宿直者との協力体制により、24時間対応を行う。

3 健康管理について

- ・ 特定施設看護師との協力体制により、月1回健康相談日を設け体調管理に努める。
- ・ 入居者が高齢化していく中、ひとり1人の体調の変化を把握し家族、医師と連携をとり疾病の予防につとめる。
- ・ 年に1度嘱託医師の医院にて健康診断を実施する。

4 苦情解決について

- ・ 入居者及び家族からの苦情・意見を謙虚に受け止め、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。

5 余暇活動について

- ・ 自主的なクラブ活動や地域との交流は、主旨を損なわないよう助言や援助を行う。
- ・ 年間を通じてのイベントでのコミュニケーションを図り、生きがい、活動に結びつける。

令和3年度 特定施設入居者生活介護事業 事業計画

社会福祉法人 矢祭福祉会
軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘

居宅介護施設として、入居者の意思及び人権を尊重した良質かつ適切な居宅サービスを提供することを目標とする。

1 個別処遇

- ・自立支援のためのケアプラン策定を行う。
- ・特定施設サービス計画にもとづき、自立支援を基本としたサービスを提供する。
- ・職員間の連携を重視し、適切な介護技術によって統一された対応を提供する。

2 職員の資質向上

- ・視察研修や、各種研修会への積極的な参加促進を促す。
- ・定期的な技術研修を行い、介護技術の確認と向上につなげる。
- ・各種資格の取得に努める。

3 管理運営

- ・苦情処理体制を整え、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。
- ・施設内外の環境の整備に努め、快適な生活の場を提供する。
- ・消防設備の点検及び入居者参加による防災避難訓練を実施する。

4 健康管理

- ・入居者個人における健康状態を観察し変化の把握に心がけ、疾病の予防と早期発見につなげる。
- ・看護及び健康管理にかかる学習会を開催する。
- ・感染症予防マニュアルによる予防の実践と定期的な見直しを行う。
- ・機能訓練指導員を中心に、計画的な機能訓練に取り組む。

5 入居者の余暇活動と行事

- ・入居者の要望・希望を聞きながら、状態を考慮してプログラム作成を行う。
- ・外食や買い物等外出の機会を提供できるような行事を企画し実施する。

6 その他

- ・地域ボランティア団体や、機能回復・健康維持を目的とした各種教室などを積極的に受け入れる。

令和3年度月別行事年間計画
(軽費老人ホームケアハウスせせらぎ荘)

月	日	項 目	月	日	項 目
4月	中旬	お花見バスハイク	10月	上旬	外食ツアーア
	中旬	避難訓練		中旬	バスハイク
				下旬	避難訓練
5月	上旬	外食ツアーア	11月	上旬	総合防災訓練
	中旬	避難訓練		中旬	焼き芋作り、芋煮会(給食交流会)
	下旬	ナースコール、避難路点検			
6月	上旬	外食ツアーア	12月	上旬	買い物ツアーア 避難訓練(通報訓練)
	中旬	避難訓練(通報訓練)		24日	クリスマスケーキ作り(給食交流会)
	中旬	消防設備点検		下旬	栄養教室(ノロウイルス)
	下旬	栄養教室(食中毒)			
7月	上旬	外食ツアーア	1月	上旬	出前の日
	中旬	避難訓練(夜間想定)		15日	団子さし(給食交流会)
	下旬	栄養教室(夏バテ予防)		下旬	ナースコール、避難路点検
8月	上旬	外食ツアーア	2月	上旬	出前の日
	上旬	夏祭り		中旬	避難訓練(夜間想定)
	中旬	避難訓練(水害想定)		3日	節分
	下旬	電気安全点検			
9月	上旬	外食ツアーア	3月	上旬	外食ツアーア
	中旬	避難訓練		中旬	避難訓練
	20日	敬老会			
	21日	十五夜団子作り(給食交流会)			

※感染症の状況により変更になることあり。

令和3年度 矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑 事業計画

社会福祉法人矢祭福祉会
矢祭町軽費老人ホーム櫻の苑

入居者の基本的人権を尊重し楽しく快適に、また心身の健康保持と維持、各種行事への参加・自立向上の支援につとめる。

1 サービスの提供について

- ・ それぞれのサービスについて、入居者の言葉に耳を傾けて対応する。
- ・ 職員同士の連携、情報交換により統一された対応を提供する。

① 相談・助言

プライバシーに配慮しながら、誠意を持って対応し適切な助言をする。

② 食事の提供

月に1回給食委員会を開催し、食事に対する意見交換、嗜好の把握と献立への反映など、入居者にあった食事の提供を心掛ける。

③ 入浴準備

清潔の維持及び入浴中の安全確保に努める。

2 緊急体制について

- ・ 特定施設夜勤者・契約警備会社等との協力体制により、24時間対応を行う。

3 健康管理について

- ・ 特定施設看護師との協力体制により、体調管理に努める。
- ・ 入居者が高齢化していく中、ひとり1人の体調の変化を把握し家族、医師と連携をとり疾病の予防につとめる。
- ・ 年に1度嘱託医師の医院にて健康診断を実施する。

4 苦情解決について

- ・ 入居者及び家族からの苦情・意見を謙虚に受け止め、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。

5 余暇活動について

- ・ 自主的なクラブ活動や地域との交流は、主旨を損なわないよう助言や援助を行う。
- ・ 年間を通じてのイベントでのコミュニケーションを図り、生きがい、活動に結びつける。

令和3年度 特定施設入居者生活介護事業 事業計画

社会福祉法人矢祭福祉会
矢祭町軽費老人ホーム 櫻の苑

居宅介護施設として、入居者の意思及び人権を尊重した良質かつ適切な居宅サービスを提供することを目標とする。

1 個別待遇

- ・自立支援のためのケアプラン策定を行う。
- ・特定施設サービス計画にもとづき、自立支援を基本としたサービスを提供する。
- ・職員間の連携を重視し、適切な介護技術によって統一された対応を提供する。

2 職員の資質向上

- ・視察研修や、各種研修会への積極的な参加促進を促す。
- ・定期的な技術研修を行い、介護技術の確認と向上につなげる。
- ・各種資格の取得に努める。

3 管理運営

- ・苦情処理体制を整え、内容の分析・検討を重ね対応改善に努める。
- ・施設内外の環境の整備に努め、快適な生活の場を提供する。
- ・消防設備の点検及び入居者参加による防災避難訓練を実施する。

4 健康管理

- ・入居者個人における健康状態を観察し変化の把握に心がけ、疾病の予防と早期発見につなげる。
- ・看護及び健康管理にかかわる学習会を開催する。
- ・感染症予防マニュアルによる予防の実践と定期的な見直しを行う。
- ・機能訓練指導員を中心に、計画的な機能訓練に取り組む。

5 入居者の余暇活動と行事

- ・入居者の要望・希望を聞きながら、状態を考慮してプログラム作成を行う。
- ・季節やイベントに倣った特別行事を企画し実施する。

6 その他

- ・地域ボランティア団体や、機能回復・健康維持を目的とした各種教室などを積極的に受け入れる。

令和3年度月別年間計画

櫻の苑

月	日	項目	月	日	項目
4月	上旬	春の茶話会	10月	上旬	買い物ドライブ
	中旬	お花見ドライブ		中旬	
	下旬	誕生会		下旬	紅葉ドライブ、誕生会
5月	上旬	五月端午の節句・茶話会	11月	上旬	焼きいも会
	中旬	買い物ドライブ		中旬	
	下旬	誕生会		下旬	誕生会
		避難訓練			避難訓練
6月	上旬	野菜苗植え	12月	上旬	クリスマス飾り付け
	中旬	おやつ作り		中旬	誕生会
	下旬	誕生会		下旬	クリスマス会・忘年会
7月	上旬	七夕茶話会(7日)	1月	上旬	書初め(1日)、新年会
	中旬	買い物ドライブ		中旬	団子さし(14日)
	下旬	誕生会		下旬	誕生会
		避難訓練			
8月	上旬		2月	上旬	節分 茶話会(3日)
	中旬	納涼会		中旬	買い物ドライブ
	下旬	誕生会		下旬	誕生会
9月	上旬	ダリア園見学ドライブ	3月	上旬	ひなまつり茶話会(3日)
	中旬	敬老茶話会(20日)		中旬	おやつ作り
	下旬	誕生会		下旬	誕生会
		避難訓練			避難訓練

※毎週日曜日14:00～レクリエーション活動

令和3年度矢祭町地域包括支援センター 事業計画

- ◆ 矢祭町地域包括支援センターでは、当該計画の実現・実行に向けて、看護師、社会福祉士、介護支援専門員が、連携協働して取り組むものとする。

地域支援事業

1、介護予防・日常生活支援総合事業

地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みとして、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

① 介護予防・生活支援サービス事業：介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

要支援者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象の基準に該当したものに対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメントを行う。

② 一般介護予防事業

高齢者（一般高齢者）を対象に、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する地域活動の育成支援を行う。

ア. 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へ繋げる。

イ. 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及啓発を図る。

	事業名	内 容	対象者	実施時期	場所等	講師等
1	「矢祭町地域包括支援センターたより」の発行	たよりを発行し、地域包括支援センターの事業の紹介や介護予防に関する情報の提供を行う。	町内各世帯	年6回	回覧	
2	地域健康教室	各地区を訪問して介護予防に関する講習を行う。口腔衛生について。健康相談。	各地区住民（6ヶ所）	4月、6月、7月、9月、10月、11月	各地区公民館等	歯科衛生士 包括職員
3	運動教室 木曜コース	チエアピクス・ダンベル体操・レクリエーションなど転倒予防運動を行う。	概ね65歳以上の一般町民	毎週木曜日午後(48回)	保健福祉センター (大会議室・体育館)	外部講師 送迎運転手 包括職員

ウ. 介護予防活動支援事業

- 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う。

事業名	内 容	対象者	実施時期	場所等	スタッフ
いきいき百歳 体操応援事業	百歳体操を継続している自主グループに対し、訪問支援を行う。6か月ごとに体力測定を行う。地域の自主グループの相談役として活動する。包括たよりで活動紹介を行う。	介護予防運動インストラクター4名	対象グループ 毎に行う。	地域の自主グループの活動場所 (集会所、住民宅等)	包括職員

エ. 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証をおこなう。

2. 包括的支援事業 地域包括支援センターの運営

① 総合相談支援業務

高齢者の相談を総合的に受理するとともに、訪問による実態把握を行い、多様なネットワークを活用して、必要な保健・医療・福祉サービス及び社会福祉・社会保障制度等の社会資源の斡旋、連絡調整を行う。

※ 年間を通して実態把握に力を入れる。一人暮らし、老夫婦世帯、認知症など各地区の民生委員との情報交換を深める。

② 権利擁護業務

虐待の防止および発生時の対応、成年後見制度の活用等を図り、高齢者の権利擁護に努める。

(「高齢者虐待マニュアル」および「高齢者虐待ネットワーク」の活用を図る。)

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

居宅ケアマネージャーとの連絡調整や連携、助言指導について強化する。

④ 地域ケア会議の開催

地域ケア会議を通じ、地域の多様な社会・人的資源を活用するケアマネジメント体制の構築を図る。

⑤ 在宅・医療介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態になつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう 在宅医療・介護連携の推進に取り組む。

⑥ 認知症施策推進事業

認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症初期集中支援チームによる早期対応(訪問し、アセスメントや受診勧奨、本人・家族支援などの初期の支援等)を行う。認知症地域支援推進員と連携し、認知症の人やその家族の支援(認知症カフェの運営協力)を行う。

⑦ 生活支援サービスの基盤整備事業

高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを市町村と共に推進していく。地域において必要で、かつ持続可能なサービスを創出する取り組みをおこなう協議体の構成員として参画し、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)との連携を図る。

3.任意事業

地域支援事業及び介護予防事業に該当しない内容のものや、従来、在宅介護支援センターが取り組んでいた業務について継続して実施し、地域高齢者の生活の質の低下を予防する。

ア 家族介護(継続)支援事業

介護者を対象に、適切な介護に関する知識・技術の習得やサービスの適切な利用方法、健康管理に関する指導及び安定した在宅生活を継続していく上で役立つ保健・医療・福祉の制度に関する情報の提供を行う。

事業名	事業内容	対象者	実施期間	実施場所	スタッフ
認知症サポーター養成講習	認知症に関する講習を行い、高齢者を地域で支える認知症サポーターを養成する。また、サポーターとして活躍できる人材の育成を行う。	民生委員	6月予定	未定	キャラバンメイト 包括職員

イ その他

福祉用具、機器に関する相談に応じ、情報提供及び業者・関係機関との連絡調整を行う。

指定介護予防支援事業

要支援の方を対象に指定介護予防サービスを適切に利用等できるよう、心身や環境、本人及び家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成する。また、これに基づくサービス等の提供が確保されるよう、事業者その他の者との連絡調整や他の便宜の提供を行う。

令和3年度 矢祭町地域包括支援センター 相談支援事業計画

1. 年間目標

- ① 地域で暮らす障害者および家族等の総合的な相談支援をおこなう。
- ② 障害者および家族が抱える生活課題について、整理・分析・検証をおこなう。
- ③ 障害福祉サービス利用者の指定特定相談支援事業(サービス等利用計画作成)をおこなう。
- ④ 地域の社会資源の把握、関係機関(地域自立支援協議会、相談支援専門員協会等)とのネットワーク構築を図り、資源の利用・活用について連絡調整をおこなう。
- ⑤ 障害者に対する心身への虐待や経済的搾取等の権利侵害について相談に応じ、関係機関との連絡調整や関連制度の活用により改善に向けた支援をおこなう。

2. 具体的な業務計画 対象者:知的障害者・身体障害者及び家族等

① 基本相談支援にかかる業務

地域包括支援センターの連携協力のもとに、障害者および家族等から寄せられる相談に応じ、障害福祉サービス以外の保健・医療・福祉・介護・教育・就労・住宅・心理的支援等の幅広い分野について総合的に対応し、継続的かつ専門的なフォローをおこなう。

ア. 地域包括支援センターとの連携協力による相談支援

- ・看護師による「心身の健康・医療・リハビリテーション・補装具に関する相談」をおこなう。
- ・社会福祉士による「社会福祉、社会保障制度・権利擁護に関する相談」をおこなう。

イ. 継続的かつ専門的な相談支援

- ・自宅等を訪問し、本人または家族に対する面接相談および緊急性の判断、情報の収集をおこなう
- ・相談の内容や問題の解決・改善、自立支援に資する幅広い分野の制度や社会資源、関係機関へのつなぎ・利用にかかる連絡調整をおこなう。
- ・相談・つなぎ・利用のための連絡調整等を経て、経過や結果について事後確認をおこない関与や介入の必要性が認められたときには適切に対応する。
- ・相談の受理において、障害福祉サービスの利用希望者の場合は、必要に応じて役場担当者へ連絡する等の支援をおこなう。

ウ. 地域における現在の障害者的心身状態、生活環境、社会活動への参加状況等について個別訪問、関係者からの情報収集により実態を把握し、潜在化している問題やニーズの発見、生活課題の予防的対応をおこなう。

② 計画相談支援にかかる業務

矢祭町からサービス等利用計画作成について依頼された者に対して、

ア. サービス利用支援

支給決定または支給決定変更前に、サービス等利用計画案を作成。支給決定または変更後のサービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画作成。

イ. 継続サービス利用支援

サービス等の利用状況の検証をおこない、必要時には計画の見直しをおこなう(モニタリング)。

ウ. サービス事業者等の連絡調整、支給決定又は支給決定の変更にかかる申請の勧奨。

③ 障害支援区分認定調査にかかる業務

矢祭町からの委託により、障害支援区分認定にかかる訪問調査、サービス利用意向の聴取をおこなう。但し、調査対象範囲は県南地区居住の者とする。

④ 権利擁護業務

障害者の権利擁護に関する相談支援をおこなう。

ア. 社会生活における不当な扱いや差別、虐待や経済的搾取等の権利侵害について個別訪問等により相談に応じる。

イ. 役場および障害者虐待防止センター等の関係機関との情報交換に努め、連携協働体制を確立する。

ウ. 権利擁護に資する成年後見制度や社会保障制度等の関連する社会制度について情報提供をおこない、活用にかかる連絡調整等の支援をおこなう。

